

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
25 年－ 4 (25. 2.20)	福祉保健	<p><b>生活保護費の基準引き下げをしないよう求める意見書の提出について</b></p> <p>▶<b>陳情趣旨</b> 厚生労働省は、社会保障審議会の生活保護基準部会と生活困窮者支援特別部会の報告を受けて、来年度予算での生活保護基準の引き下げと、生活保護の改悪案づくりを進めている。今回の審議会では、生活保護を利用していない低所得者との比較で、生活保護受給者のほうが支給額が多いことが指摘されているが、本来生活保護費を受給できる低所得者層の消費支出が生活保護基準を下回っているからとして、生活保護水準を引き下げることの許せば、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の水準を際限なく引き下げていく恐れがある。</p> <p>保護費の基準の引き下げは、生活保護を利用している人のくらしをいっそう深刻にし、国民生活全体の引き下げにつながるものとなる。現在の生活保護基準でも、真夏や真冬の冷暖房の節約に苦心し、冠婚葬祭への出席を諦めたり、食事の回数を減らしている人すらいる。</p> <p>また、生活保護費の基準は、最低賃金、老齢基礎年金、住民税課税基準や国民健康保険料（税）と医療費、介護保険料、保育料の減免基準や就学援助の適用基準などと連動している。保護基準の引き下げが行われれば、こうした制度を利用できなくなる人が急増し、いっそう「貧困の連鎖」が強まる。</p> <p>▶<b>陳情事項</b> 生活保護受給者の切実な声に耳を傾けていただき、国の関係機関へ、基準の引き下げ中止を求める意見書を提出するようお願いする。</p> <p>1、国民生活に影響を与える生活保護基準の引き下げをしないように国に意見書を提出すること。</p>	鳥取県社会保障推進協議会 会長 藤田 安一 (鳥取市末広温泉町 571)